

③ 振動規制法における規制について

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制地域区分

第一種区域	第二種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。

表6 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域区分

第一号区域	第二号区域
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。

振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域の区分

第一種区域	第二種区域
表5の区分（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制地域区分）が第一種区域の地域	表5の区分（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制地域区分）が第二種区域の地域

振動規制法の規制対象となる施設（特定施設）

<p>(1) 金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）</p>
<p>(2) 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く）</p>
<p>(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）</p>
<p>(4) 織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>(5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）</p> <p>並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）</p>
<p>(6) 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）</p>
<p>(7) 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）</p>
<p>(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）</p>
<p>(9) 合成樹脂用射出成形機</p>
<p>(10) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>

振動規制法の規制対象となる建設作業(特定建設作業)

(1) くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)
又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業

(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(3) 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

(4) ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

※当該作業を開始した日に終わるものを除く